

第6 軍歴証明書がある事案に係る訂正処理基準・要領

1 訂正処理基準

(1) 訂正処理基準該当要件

昭和 19 年 10 月 1 日から昭和 22 年 5 月 2 日までの期間に係る厚生年金保険又は昭和 20 年 4 月 1 日から昭和 22 年 5 月 2 日までの期間に係る船員保険の申立てについて、申立者が当該申立期間中、旧陸海軍に徴集又は召集されていた場合であって、次のア及びイのいずれの要件にも該当する事案であること((2)に該当する事案を除く。)

ア 厚生労働省又は都道府県が発行する軍歴証明書により旧陸海軍に徴集又は召集されていたことが確認できること

イ 在籍証明書、人事記録、労働者(従業員)名簿、社員台帳、職員原簿、従業員カード等により、申立期間における在籍の事実及び在籍期間が確認できること

(2) 訂正処理基準不該当要件

次のアからウまでのいずれかの要件に該当する場合は、(1)の要件に該当するものではないこと。

ア 申立てがなされた期間において当該事業所が適用事業所ではない期間が含まれる場合、その期間に関する申立記録

イ 官吏又は待遇官吏である期間であった場合

ウ 旧陸海軍の共済組合の加入対象となる期間であった場合

(3) 年金事務所段階における訂正処理対象外要件

次のアからウまでのいずれかの要件に該当する場合は、年金事務所段階での記録訂正の対象外であること。

ア 志願により軍の任務に従事した場合

イ 申立期間が、被保険者資格の取得月に徴集又は召集された場合の当該取得月である場合

ウ 既に厚生労働大臣又は総務大臣から年金記録の全部又は一部の訂正をしない旨の決定又は意見が出されている事案についての申立てである場合

2 訂正処理要領

標準報酬月額の設定については、月額1万円(船員保険については月額1万2千円)とすること。